

京都市訓令甲第11号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年 8月 7日

京都市長 門 川 大 作

別表第2子ども若者未来部長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 京都市新生児聴覚検査費用助成金の支出決定に関する事。

別表第2子ども若者未来部長の項に次の2号を加える。

(13) 支え合い支援金支給事業（幼保総合支援室及び保健福祉局の所管に属するものを除く。）に係る給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関する事。

(14) 所属職員に対する検査職員証、滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関する事。

別表第2子ども家庭支援課長の項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 京都市新生児聴覚検査費用助成金に係る返還金の収入決定に関する事。

別表第2幼保総合支援室長の項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 支え合い支援金支給事業（子ども若者未来部及び保健福祉局の所管に属するものを除く。）に係る給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)